平成２４年（フ）第６６９号
埼玉県所沢市大字松郷267番地の１　亀鶴園
債務者　犬飼　文男
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６８５号
埼玉県入間市宮前町７番７号
債務者　仲上　昭子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第６９６号
埼玉県坂戸市溝端町９番地　15―403
債務者　吉岡さとみこと　吉田さとみ(旧姓星)
1　決定年月日時　平成24年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第３１４号
東京都北区滝野川６丁目46番14―1102号アルス西巣鴨、住民票上の住所埼玉県深谷市上野台2352番地　ダイアパレスＢＷ深谷735号
債務者　木村　寛将（旧姓竹﨑）
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５５号
埼玉県行田市藤原町１丁目24番地41
債務者　藤井　健二
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３５８号
埼玉県東松山市御茶山町18番地11　メゾン御茶山201
債務者　髙木　輝昭
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第４２０号
相模原市中央区相模原２丁目３番５号　グレースマンション503
債務者　佐藤未沙妃
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４３３号
相模原市中央区横山４丁目５番５―801号　三森方
債務者　上野　慎也
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４３４号
相模原市中央区千代田１丁目10番11号　チヨダクレスト306
債務者　佐藤恵栄子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１１４号
岐阜県多治見市虎渓山町６丁目22番地
債務者　杉山　　誠
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１８９０号
名古屋市北区東水切町１丁目12番地　月見荘５号
債務者　中山　雅裕
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９０４号
名古屋市守山区八反７番６号　グレイス山の手305号
債務者　井上　眞理
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９１９号
名古屋市天白区原１丁目2310番地　ラ・キャッスル21原101号
債務者　大垣内恒子
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２００８号
愛知県半田市瑞穂町９丁目８番地の５　パークサイドヴィオ103号
債務者　松山　　剛
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０３０号
名古屋市港区東海通４丁目15番地の２　メゾン・ド・トウカイ201号
債務者　西本　恭藏
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１０００号
京都府城陽市寺田垣内後29番地の13
債務者　片岡　孝之
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３２号
京都市北区大北山原谷乾町29番地１　森下マンションⅠ111号、申立時の住所京都市北区大北山原谷乾町27番地１　森下マンションⅡ301号室
債務者　八木　秀晃
1　決定年月日時　平成24年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係